

豊中市不育症治療費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不育症の検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、それらに要した費用の一部を助成する事業について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 不育症

妊娠はするものの、2回以上の流産や死産の既往があることをいう。

(2) 不育症検査

先進医療として告示されている不育症検査とし、その実施医療機関として承認されている保険医療機関で実施されているものをいう。

※保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で実施されるものに限る。

(3) 不育症治療

医療機関において医師により不育症またはその疑いがあると診断された者に対し、保険医療機関で実施された、不育症の治療(妊娠前又は妊娠中のいずれの時期に行われる検査及び治療を含む。)であって、かつ保険適用されないものをいう。

(4) 治療費

前号に定める不育症治療に要する費用をいう。ただし、入院時の差額ベッド代や食事代、文書料等の治療に直接関係のない費用を除く。

(5) 治療終了日

不育症治療の終了日で、出産、流産もしくは死産した日、または医師の判断により治療を終了した日をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は豊中市とする。

(助成対象者)

第4条 本事業の助成対象者(以下「対象者」という。)は、不育症検査及び不育症治療等を受けた者であり、かつ、次の要件すべてを満たす者とする。

(1) 第6条第1項第1号の申込みの場合は検査日から、第6条第1項第2号の申込みの場合は治療実施日から、それぞれ申込日までの間、継続して夫婦(法律婚及び事実婚)であること。夫婦が事実婚である場合は、夫婦のいずれにも法律上の婚姻関係にある者がいないこと。

(2) 第6条第1項第1号の申込みの場合は検査日から、第6条第1項第2号の申込みの場合は治療実施日から、それぞれ申込日までの間、継続して豊中市に住民登録があること。夫婦が事実婚である場合は、夫婦とも継続して豊中市内の同一住所に住民登録があること。

(3) 2回以上の流産や死産の既往があること。

(4) 申込みに係る治療費等について、他の自治体の実施する助成を受けていないこと。

(対象となる治療費等)

第5条 助成の対象となる治療費等は、次に掲げるものに限る。

(1) 不育症検査

第2条第1項第2号に定める検査

(2) 不育症治療

低用量アスピリン療法

ヘパリン療法(ヘパリン在宅自己注射法を含む。)

(助成の額)

第6条 助成する額は、助成対象費用の額とし、次に掲げる額を限度とする。

(1) 不育症検査に係る助成

国が定める母子保健医療対策総合支援事業実施要綱のうち不育症検査費用助成事業に規定する助成額

(2) 不育症治療に係る助成 1年度あたり前号の助成額と合わせて30万円

(助成の申込み)

第7条 助成を受けようとする対象者は、第6条第1項第1号の申込みの場合は検査日が、第6条第1項第2号の申込みの場合は治療終了日が属する年度の翌年度の6月末日までに、次に掲げる書類を添えて市長に申込みするものとする。

(1) 豊中市不育症治療費等助成事業申込書(様式第1号)

(2) 豊中市不育症治療費等助成事業受診等証明書(様式第2-1、2-2号)

(3) 不育症治療等に係る医療機関の発行する領収書及び診療明細書

(4) 夫婦であることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、第7の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、豊中市不育症治療費等助成金交付決定通知書(様式第3号)または不交付決定通知書(様式第4号)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申込者に助成金を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、申込者が偽りその他不正の手段により助成金の支払を受け、また受けようとすることが明らかと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、または交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定により返還請求を受けたものは、速やかに市長に返還するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の豊中市不育症治療費等助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から実施する。